

2 瀬戸内海国立公園（岡山県地域）の管理の基本方針

瀬戸内海国立公園（岡山県地域）の「目指す瀬戸内海国立公園の姿」を次のとおりとし、その実現のために（１）以下の事項を推進していくこととする。

- ・自然景観と人文景観が一体となった多島海景観が適切に保全されていること。
- ・生物多様性が適切に保全されていること。
- ・海と島の特性を活かした瀬戸内海ならではの利用が活発になされていること。
- ・訪れる人々の心が癒される空間であること。
- ・地域の人々が誇れる空間であること。
- ・瀬戸内海国立公園についての情報を多くの人々が利用・共有できること。

（１） 多島海景観の保全と展望利用の推進

瀬戸内海の風景の真骨頂である多島海景観に「感動すること」が、「保全意欲の源ともなりうる」という観点から、眺望対象である島々の景観を保全するとともに、展望地においては、眺望確保のための適切な植生管理や展望地そのものの魅力増進等に努める。また、利用者への展望地に関する情報提供に努める。

- ① 多島海景観を形成する要素（島嶼、岬、鼻、海、集落等）の一体的な保全に努める。
- ② 眺望対象となっている島の外観を改変するような工作物の新築や土地改変等の行為を抑制する。
- ③ 島の周囲に十分に広がる海域を確保するため、島を地続きにしたり一部を取り囲む等の埋め立てを厳に抑制する。
- ④ 「見せ方の工夫」を十分考慮した展望地の整備を進める。
- ⑤ 展望地へのアクセス情報や施設内容等を整理するとともに、それらに関する利用者への情報提供に努め、利用の推進を図る。
- ⑥ 眺望確保のための継続的な植生管理等、展望地維持管理の体制づくりを関係機関等（「関係行政機関、地元関係者、有識者、NPO」以下同じ）と進める。

（２） 海上からの風景の保全及び海と島の特性を活かした利用の推進

瀬戸内海の風景評価の基となった、海上から眺める島嶼、岬、鼻等の景観、時間と共に移り変わる夕景・夜景や潮流、特色ある島内の奇岩・巨岩、巨樹、歴史的建造物や伝統的集落、ツバキ林やスイセン群落等その島の風景として定着し特徴づけられてきた植生、島の伝統料理や伝統行事、…等々、海と島らしさを特徴づける「要素」の保全、及びそれらに関する情報提供、島間・島内の交通の便の向上等、瀬戸内海の特性を活かした瀬戸内海ならではの利用を推進する。

- ① 眺望対象となっている島の外観（概観）を改変するような工作物の新築や土地改変等の行為を抑制する。
- ② 海岸の伝統的集落景観の保全について、関係機関等と協力して、合意形成に努める。
- ③ 島間移動、島内移動手段の確保について、関係機関等に働き掛けるとともに、利用者への関連情報の提供に努め、利用を推進する。
- ④ 海とふれあう利用形態に関する情報を利用者へ提供する。
- ⑤ 関係機関等の協力も得ながら、海と島の特性を活かしたエコツアーなどの利用メニューの開発に努め、これらに関する情報を利用者へ提供し、利用を推進する。
- ⑥ 関係機関等の連携により、利用者の安全確保を十分図る。

(3) 白砂青松の風景の保全

砂浜減少の原因を踏まえつつ維持に努めるとともに、マツ林の適切な保護、管理を促進する。

- ① 砂浜及びマツ林の衰退原因解明に努めるとともに、管理者に適切な対策を働き掛ける。また、必要な支援策を検討する。
- ② 関係機関等と連携して適切なマツ枯れ被害防除に努める。
- ③ 砂浜及びマツ林の景観・生態系の連続性を維持するため、これらを分断する工作物の新築、土地の形状変更等を抑制する。
- ④ マツ林の適切な管理が維持されるよう管理者に働き掛けるとともに、必要な対策を講じる。

(4) 学術的にも貴重な社叢林や照葉樹林等の自然植生の保全

自然改変の歴史が長く、アカマツやツツジ類から成る二次林の発達する瀬戸内海地域において、海岸沿いに点在するウバメガシ林や神社の森などに残るシイ・カシ林などの特色ある照葉樹林等、わずかに残された自然植生の保全を図るため、これらの改変行為を極力抑制する。

(5) 浅海域の自然環境の保全と適正利用の推進

埋め立て、護岸等により減少している自然海岸、干潟、藻場の自然環境を維持又は再生するとともに、これら浅海域の生態系を踏まえた持続可能な利用システムの構築を、関係機関等の協力のもと進める。

- ① 多島海景観を改変するような自然海岸、干潟、藻場の埋め立てを抑制するとともに、それらの適切な再生を関係機関等と連携して推進する。
- ② 持続可能な利用システムの構築に向けて、浅海域の生態系調査、景観調査等を関係機関等の協力のもと進める。
- ③ カブトガニやスナメリ等瀬戸内海を特徴づける希少動物や希少海浜植物の生息・生育環境を維持再生するために必要な調査等を関係機関等の協力のもと進める。
- ④ 関係機関等の連携により、シーパトロールを行うなど海域へのごみの不法投棄、船舶による油流出等の海洋汚染を未然に防止し、発生の際は、海上保安庁等と連携して迅速に対応する。
- ⑤ 瀬戸内海の景観を損なっている漂着ごみ、海底ごみ、漂流ごみについては、海ごみ対策検討会に参加している関係機関等が協力・連携して、発生源対策や効率的な回収方法、回収制度の検討、リサイクル等の対策を講じるとともにクリーンアップ作戦等による処理を推進する。

(6) 歴史的景観・人文景観の維持

点在する史跡、現在でも人々の暮らしと結びついた風景等、地域を特徴づける歴史的景観・人文景観を維持・活用できる社会を、関係機関等と連携して構築する。

(7) 地域における保護管理体制の構築

「地域の人々が自らの地域の自然環境、及びそれと伝統的集落が一体となった風景に誇りを持ちそれを大切に思う気持ち」を掘り起こし、それを育むことで、「自ずから、地域の自然環境が保全され、適切な利用がなされるような状態」へ誘導していくよう努める。

(8) 瀬戸内海国立公園に関する情報収集と情報発信

瀬戸内海を見るだけでなく、学べるよう、各主体が拠点の整備や改修を図るとともに、自然景観や人文景観等に関する情報収集、ホームページ等の活用による情報の共有を図り、マスコミや観光協会、NPO団体等を始め国や関係自治体等が協力して、恒常的に瀬戸内海国立公園についての情報発信、PRを行い利用の促進を図る。

また、当所において実施している、利用者アンケートや景観把握による瀬戸内海国立公園内の海岸線調査プロジェクト「モニタリング3000」や展望地の現況を調査する展望地カルテの結果等、瀬戸内海国立公園についての調査情報を積極的に発信する。